雜報

對外思想（昨日の續）

其二は歐洲治亂の餘波なり抑も歐洲の天に戰雲を釀すは一日にあらず之か爲め國力平均と唱へて列國互に軍備を張り殆んど民力を盡して隙を窺ふの有樣あれば早晩一大破裂を見るふとあるべしとは萬人同視の所なれども一旦ふの不幸の禍機を發するに至るときは人を殺し財を費すふと容易からざるのみならず農工商業も爲めに運轉を中絶せられて直接間接の損害は永く延て其國を惱し勝者も敗者も共々に香運を免れざるが故に如何にもして平和をば破る可らずとて歐洲政治家が日夕配慮し百方周旋して穩に之を彌縫するは正に今日の實況なり世人或は此有樣を見て彼の諸國は到底平均の要用に制せられて手足を東洋の方面に伸ばすふと能はず我國に取ては意外の僥倖なりとて安に安心を拓する者なきにあらざれども我輩は未だ容易に之に同意するを得ず今や彼の列國は諸政治家の靈力によりて辛うじて平和の姿をなせども軍備の上に軍備を重ねて互に疑惑の情を激するときは人心の頗くとろの之を鎮めて貽む可らざる政治家も最早や慰撫の策なきに苦しむふとしあるは情勢の止むを得ざる所なるべし戰はんか損害の影響大なるを如何にせん、戰はざるふか、人心の抑ふ可らざるを如何にせん蓋し古今の史乘にも往々有勝の事例にして此時に當り亞一洲の走路は其勢氣を外に導くに在るのみ即ち兎も角も警備を消せしめて以て敷年の平和を買ふの外なる可らず果して然らば其之向ふ所なるべき走路は知らず何れの邊なるか我輩常に曰く今の世界の合縱連衡は盡く是れ商利の關係に由りざるはなし商利の關係大なれば小國と雖も之に向て鞭を閉く可らず其小なるものは大國と雖も之を敵するに易し故に國防の趣向も先づ商利の關係を厚くするより急なるは無しと即ち是れ今時戰爭の實相なれば歐洲列國が大破裂を避くるの走路として必ら之を其商利の關係に大なるものを撰むは勢に於て賭易き所なり亞洲の禍機漸く熟して收む可らず寧ろ其鋒を轉ずるの却て互に利なるを覺ゆ東京い事、心靜かに爲す所あ有事は決して其慮を働かざる可しとの言に佛相も之を諾したりと云ふ而して東京の役は佛相が無用の師を發したりとて內閣更迭を促したるふと事の信偽は保す可らふ雖も日から一理の思ひ當る所なきにあらず其の比等の何等に乏しからざるふとなるに首を回らせば歐洲の形勢は依然として齎の如し假令へ第二の東京を見ざる迄も其戰雲の動もすれば東洋に飛んとするの勢を察知したらんには之に對して國を立てんと欲する者は豈に大に警戒する所あくして可ならんや是れ蓋し我輩の私言にあらずアルク氏を始め豪西政治家も亦その見を同ふする所なれば事前に定まれば躊かざるの古諺に從い我國民は力を極めて彼と商利の關係を密にし以て所謂平和的の國防を爲さゝる可らざるは勿論外交官に其人を撰むふと及び海軍に力を用ふるふと等は最も要用のふとあるべし其仔細を次に開陳せん　（以下次號）

官報

勅令

第八十號

海軍監督官部例

第一條　海軍監督官ハ左ノ事務ヲ海軍大臣ノ監督セシム

第二條　海軍監督官ハ海軍大臣ノ命ニ從ヒ左ノ事務ヲ管理シ其會計事務ヲ監督ス

第三條　海軍監督官ハ海軍技監ヲ以テ之ニ充ツ

第四條　海軍監督官會計主任官ハ海軍監督官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　海軍監督官會計主任官ハ海軍省第二局長ノ指揮監督ヲ受ケ監督官ノ命ヲ受ケ事務ニ勤ス

內務省令第九號

鐵道廳ニ關スル事件ニシテ鐵道廳ノ司掌ニ屬スルモノハ民事訴訟ニ付テハ本年勅令第三號第三條ニ依リ鐵道廳長官ニ國ヲ代表スルノ權利ヲ委任ス

明治廿四年七月廿四日　內務大臣子爵品川彌二郎

內務省令第十號

勅令第二號特別ニ地方廳ヲ以テ訴ヲ民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ權利ヲ委任スルコトヲ得

內務省令第十號

衛生試驗所ニ於テ檢査セラルル藥品其他ノ物品ニシテ初回ノ檢査ニ對シ不服アル者ハ再檢査ヲ請フコトヲ得再檢査ノ手數料ハ初回檢査手數料ノ三倍ヲ前納スヘシ

明治廿四年七月廿四日　內務大臣子爵品川彌二郎

司法省告示第八十四號

福井地方裁判所管內福井區裁判所東郷、松岡兩出張所

明治二十四年八月一日ヨリ開廳ス

明治廿四年七月廿四日　司法大臣子爵田中不二麿

司法省告示第八十五號

宮崎地方裁判所管內飫肥區裁判所ニ於テ明治廿四年八月一日ヨリ裁判事務ヲ取扱フ

明治廿四年七月廿四日　司法大臣子爵田中不二麿

東京府告示第七十號

萬世橋直間稅分署及ヒ廐橋直間稅分署ハ來ル二十七日左ノ場所ヘ移轉ス

明治廿四年七月廿四日　東京府知事富田鐵之助

東京市神田區萬世橋一番地（萬世橋直間稅分署）
東京市麻布區霞町三番地（麻布直間稅分署）
東京市麻布區霞町三番地（麻布直間稅分署）
東京市麻布區霞町三番地（麻布